

和歌山県県土整備部工事成績評定要領

[沿革]平成15年 4月 1日(制定)

平成17年 7月 1日(一部改正)

平成19年 4月 1日(一部改正)

平成21年 4月 1日(一部改正)

平成22年 4月 1日(一部改正)

平成22年 7月 1日(一部改正)

平成23年 4月 1日(一部改正)

平成24年11月 1日(一部改正)

平成25年 4月 1日(一部改正)

平成25年 8月 1日(一部改正)

平成26年 4月 1日(一部改正)

平成27年 6月 1日(一部改正)

平成28年10月 1日(一部改正)

平成29年 4月 1日(一部改正)

平成30年 4月 1日(一部改正)

令和元年 6月 1日(一部改正)

令和 2年 1月 1日(一部改正)

令和 2年 8月 1日(一部改正)

令和 3年 1月 1日(一部改正)

令和 3年 9月 1日(一部改正)

令和 5年 1月 1日(一部改正)

令和 6年 7月25日(一部改正)

令和 7年 9月 1日(一部改正)

(目的)

第1 この要領は、和歌山県工事検査規程第10条第2項規定の和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事(建築工事及び建築物に附帯する電気・機械設備工事を除く。)について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

(1)災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事

(2)単価契約による工事

(評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成 14 年和歌山

県訓令第 21 号)第 4 条及び建設工事請負契約書第 32 条に定める検査員並びに同契約書第 9 条に定める監督員及び担当班長(ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等)(以下「担当課長等」という。)とするものとする。

(評定の方法)

第 4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第 32 条に定める工事の完成後及び同契約書第 38 条に定める指定部分に係る工事の完成(以下「一部完成」という。)後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

4 検査員は、和歌山県工事検査規程第 3 条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

5 評定にあたっては、別紙 7『出来形及び品質のばらつきの考え方』及び別紙 8①～④の『「施工プロセス」のチェックリスト』を考慮するものとする。

(評定様式)

第 5 評定は、別紙 1「工事成績評定表」によって行うものとする。

2 評定表の採点は、別紙 2「工事成績採点表」、別紙 3「細目別評定点採点表」及び別表 1 で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」(以下「考査項目別運用表」という。)によって採点するものとする。

3 契約金額が 1,500 万円未満の工事については、別紙 2「工事成績採点表」、別紙 3「細目別評定点採点表」及び別表 2 で示される考査項目別運用表によって採点するものとする。

(評定の結果の提出)

第 6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第 5 に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第 7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領(平成 15 年 4 月 1 日施行)により行うものとする。

(評定の修正)

第 8 発注機関の長及び評定者は、第 7 による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を調整のうえ、修正しなければならない。

別表1(契約金額が1,500万円以上の場合)

考查項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員	
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4①	－	－	
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4①	－	－	
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4②	－	別紙 6①	
	II 工程管理	(共通)	別紙 4②	別紙 5①	－	
	III 安全対策	(共通)	別紙 4③	別紙 5①	－	
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4③	－	－	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(一般土木工事共通)	別紙 4④(1)	－	別紙 6②(1)	
		機械設備工事	別紙 4④(2)		別紙 6②(2)	
		電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	別紙 4④(3)		別紙 6②(3)	
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4⑤(1)	－	別紙 6③	
		土工事			別紙 6③	
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④	
		鋼橋工事			別紙 6⑤	
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑥	
		舗装工事			別紙 6⑦	
		法面工事			別紙 6⑧	
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙 6⑨	
		海岸工事			別紙 6⑨	
		コンクリート橋上部工事			別紙 6⑩	
		塗装工事			別紙 6⑪	
		トンネル工事			別紙 6⑪	
		植栽工事			別紙 6⑫	
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑫	
		電線共同溝工事			別紙 6⑬	
		維持工事			別紙 6⑭	
		修繕工事			別紙 6⑭	
		下水道工事			別紙 6⑮	
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑯	
		道路工事			別紙 6⑰	
		二次製品構造物工事			別紙 6⑱	
		フィルダム・ため池工事			別紙 6⑲	
		管工事			別紙 6⑳	
		補強土壁工事			別紙 6㉑	
		ほ場整備工事			別紙 6㉒	
		農用地造成工事			別紙 6㉓	
		山腹工事			別紙 6㉔	
		落石防止工事			別紙 6㉕	
		木製構造物工事			別紙 6㉖	
		魚礁工事			別紙 6㉗	
		増殖場造成工事			別紙 6㉘	
		機械設備工事			別紙 4⑤(2)	別紙 6㉙(1)
		電気設備工事			別紙 4⑤(3)	別紙 6㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事				別紙 6㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事			別紙 4⑤(1)	別紙 6㉙(4)

別表1(続き)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	-	-	別紙 6③⑩(1)
		土工事(盛土・築堤工事等)			
		切土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		地すべり防止工事			
		舗装工事			
		法面工事			
		基礎工工事			
		コンクリート橋上部工事			
		塗装工事(工場塗装を除く)			別紙 6③⑩(2)
		植栽工事			
		防護柵(網)工事			
		標識工事			
		区画線工事			
		維持修繕工事			
		電線共同溝工事			
		下水道工事			別紙 6③⑩ (3)
		港湾・漁港・海岸築造工事			
		道路工事			
		二次製品構造物工事			
		フィルダム・ため池工事			別紙 6③⑩ (4)
		管工事			
		補強土壁工事			
		ほ場整備工事			
		農用地造成工事			
		山腹工事(柵工・筋工・伏工等)			別紙 6③⑩ (5)
		落石防止工事			
		木製構造物工事			
		木製構造物工事			
		魚礁工事(現場打ちコンクリート魚礁)			
		魚礁工事(鋼製魚礁)			別紙 6③⑩ (6)
		増殖場造成工事(転石礁)			
		機械設備工事			
		電気設備工事			
		通信設備工事・受変電設備工事			
		上記以外の工事又は合併工事			
4. 工事特性	I 施工状への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5. 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6. 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 5③	-
7. 法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

別表2(契約金額が1,500万円未満の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 9①②	-	-
	II 配置技術者	(共通)	別紙 9①②	-	-
2. 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 工程管理	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	III 安全対策	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	IV 対外関係	(共通)	別紙 9①②	-	-
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 品質	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	III 出来ばえ	(共通)	-	-	別紙 10①②
4. 工事特性	I 施工状況への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5. 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6. 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 10①②	-
7. 法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

工 事 成 績 評 定 表			
令和 年 月 日			
1.完成検査		2. 中間検査 第 回	
3. 一部完成検査			
工事名			
契 約 金 額	当初:	円	最終: 円
工 期	自 :	年 月 日	自 : 年 月 日
	至 :	年 月 日	至 : 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第1回 :	年 月 日	第2回 : 年 月 日
受 注 者 住 所 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 技 術 者 氏 名			
監 理 技 術 者 氏 名			
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名			
監 督 員 所 属 ・ 氏 名	印		
担 当 課 長 等 所 属 ・ 氏 名	印		
完 成 検 査 検 査 員 所 属 ・ 氏 名	印		
中 間 検 査 検 査 員 所 属 ・ 氏 名	印		
① 監 督 員 評 定 点	点		
② 担 当 課 長 等 評 定 点	点		
③ 中 間 検 査 検 査 員 評 定 点	点		
④ 完 成 検 査 検 査 員 評 定 点	点		
⑤ 法 令 遵 守 等	点		
⑥ 評 定 点 合 計	点		
注1) 中間検査があった場合 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)$ 中間検査がなかった場合 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤ = \text{評定点合計}(⑥)$ 2) 中間検査があわせて2回以上あった場合、③の評定点は中間検査評定点の平均値を記入する。 3) 一部完成の場合は、担当課長等、監督員及び検査員が各評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。 5) 法令遵守等は、担当課長等が記入する。			

工 事 名													契約金額(当初)				円				契約金額(最終)				円									
受注者名													工期 年 月 日 から 年 月 日 完 成 年 月 日 年 月 日																					
		① 監督員					② 担当課長等							③ 検査員(中間)							③ 検査員(中間)							④ 検査員(完成・一部完成)						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ (最大20点) ～ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	#REF! ～ 0																																
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	(IとIIを合わせて最大7点)																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		#REF!					± . 点							± . 点							± . 点							± . 点						
評定点(65点±加減点合計) ※1		#REF!					② . 点							③ . 点							③ . 点							④ . 点						
評 定 点 計		点 ○中間検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③中間が2回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																																
7.法令遵守等	※7						点																											
評定点合計		点 ○評定点計(点)－法令遵守等(点) = 点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認	※9					履行 不履行 対象外							※ 不履行時：「7. 法令遵守等」の減点評価対象																				
所 見		※5					(監督員)							(担当課長等)							(検査員)													

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点点合計) = 評定点
各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
「I. 創意工夫」と「II. 県産品、県認定リサイクル製品」は個別に評価するものとするが、評定点はIとIIを合わせて最大7点までとする。

※4 4., 5., 6.は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとする。

※7 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名：

								R5.1
考查項目	細 別	①監督員		②担当課長	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成・一部完成）	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点						点 3.3点
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点						点 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 13.0点
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.2 + 3.2 = 点				点 8.1点
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.2 + 3.3 = 点				点 8.8点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点						点 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 14.9点
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 17.4点
	III. 出来ばえ				() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			() × 0.2 + 3.3 = 点				点 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 1.17 = 点	I + II ≤ 5.7 点		点			点 5.7点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	() × 0.4 + 1.73 = 点						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() × 0.2 + 3.2 = 点				点 5.2点
7. 法令遵守等				() × 1.0 = 点				点
評定点合計								点 100.0点
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外	※ 不履行時：「7. 法令遵守等」の減点評価対象			

※ 中間検査があった場合 (①+②+③)×0.5+(④×0.5) = 細目別評価点（中間が2回以上の場合は③を平均する）
 中間検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
 ※ 評定点合計は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの表記とすること。
 なお、通知時はさらに小数点以下を四捨五入し、整数表記で通知すること。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ その他 (理由：)			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
	II. 配置技術者(現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 ※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 (理由：)			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

調査項目		a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内での整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全体において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法)を適切に行っている。 ☐ その他 (理由：)			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 週休2日の取り組みを行い、「完全週休2日(土日)」「港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」または「完全週休2日(交代制)」を達成した。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 (理由：)			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満… b ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() 評価値が80%未満…………… c ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

調査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 〔 〕	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
※ ばらつきの判断は、別紙7を参照の上、管理図等を作成し判断する。					
① 出来形の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。					
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。					
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。					
④ 評価した工種名を必ず記述しておくこと。(調査項目 I. 出来形の下有空欄)					
⑤ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
I. 出来形		●評価項目 ☐ 据付けに関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書で定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由：				
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が80%以上..... a 評価値が60%以上80%未満..... b 評価値が60%未満..... c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
I. 出来形	通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価項目 ☐ 据付けに関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が、設計図書又は承諾図書どおり施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書どおりに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札をケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他 (理由 :)				
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が80%以上..... a 評価値が60%以上80%未満..... b 評価値が60%未満..... c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質 ()	※ ばらつきの判断は、別紙7を参照の上、管理図等を作成し判断する。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 評価した工種名を必ず記述しておくこと。(考査項目Ⅰ. 品質の下の方欄) ⑤ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				

工 種	a	b	c	d	e
機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	●評価項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：				
	●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が80%以上..... a 評価値が60%以上80%未満..... b 評価値が60%未満..... c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由：				
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が80%以上..... a 評価値が60%以上80%未満..... b 評価値が60%未満..... c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

審査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ ICT活用工事の加点として「和歌山県県土整備におけるICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）【受注者希望型、ICT活用適用外工事が対象】 ☐ ICT活用工事の加点として「和歌山県県土整備におけるICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。【発注者指定Ⅰ・Ⅱ型、受注者希望型、ICT活用適用外工事が対象】※本項目は2点の加点とする。 ☐ ICT活用工事の加点として「和歌山県県土整備におけるICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの必須項目の全ての段階でICTを活用した工事。【発注者指定Ⅱ型が対象】※ICT活用による加点は最大2点の加点とする ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 ☐ 県内開発建設技術を使用した工事 ※本項目は2点の加点とする ☐ 週休2日の取り組みを行い、「完全週休2日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」）または「完全週休2日（交代制）」を達成した。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 配筋・溶接作業等に関する工夫 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 環境保全に関する工夫	【その他】 ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____ ☐ その他 理由：_____
		記述評価 （■マークを付した評価内容を詳細記述）	評定：_____点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ■マークが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3. 該当するの数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

審査項目	細別	県産品、県認定リサイクル製品キーワード一覧表	1点	2点	3点	4点	解 説
5. 創意工夫	Ⅱ. 県産品・県認定リサイクル製品	●県産品関係					
		1.仕様書明記の県産品をすべて使用	☐				仕様書に明記した県産品が全て(全品目・全数量)使われている場合には、加点■する。それ以外は空白□とする。
		2.上記1の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用			☐		仕様書に県産品の明記がある場合に、明記しているものを県産品で全て使用したうえで、明記のないものについて、県産品を全数量使用していれば上記■に加え、加点■する。(1点＋3点)それ以外は空白とする。
		3.仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用した				☐	仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を全数量使用していれば加点■する。それ以外は空白とする。 ※「1.」または「2.」に該当していれば「3.」には該当しない。
		●県認定リサイクル製品関係		☐			仕様書に県認定リサイクル製品の明記がないものについて、和歌山県認定リサイクル製品を使用
		### ・県産品、県認定リサイクル製品は加点評価とする。 ・加点は＋6点～0点の範囲とする。 ・和歌山県けんさんびん登録制度に認定又はその定義に合致していれば県産品とする。ただし、県土保全環境技術の県外品を除く。 ・仕様書に記載している購入建設資材等を評価対象とする。諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とするが、創意工夫審査項目のその他で1点を加点できるものとする。	【県産品、県認定リサイクル製品の詳細評価】				※「和歌山県県土整備部工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月25日付 技第1575号)により県産品及び県認定リサイクル製品の使用状況が提出されていたならば評価するものとする。

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 週休2日の取り組みを行い、「完全週休2日(土日)」「港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日)」または「完全週休2日(交代制)」を達成した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 設備更新時の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他 理由：						
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 「週休2日の取り組みを行い、「完全週休2日(土日)」「港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日)」または「完全週休2日(交代制)」を達成した。」の項目にチェックがはいる場合は、原則「a」評価とする。						
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由：				
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

考查項目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工状況への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由： _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする	(1. について) 切土の土工量:20万m3以上、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、流路工の計画高水流量:500m3以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由： _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (6. について) ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8. について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工により早期の完成が求められる工事 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16. その他 理由： _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要があるが生じた工事 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (13. について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・作業現場周辺に家屋が多数ある等、同意や工事説明に手間がかかる維持修繕工事 ※上記Ⅱの各項目と重複して評価しない (16. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く ☐ 17. その他 理由： _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする	
	評 価	評定： _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点対象とする。

※2. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
●評価項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他) 理由：						
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。						

-
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。

13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。

15. 受注者が社会保険等未加入建設者と下請契約を締結した。(発注者の指定した一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等Iにつき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出された場合を除く)
- ※工事請負契約書第7条の2

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足無く整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。				

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 〔 〕	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●評価項目 ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 〔 理由： 〕 ※ ばらつきの判断は、別紙7を参照の上、管理図等を作成し判断する。							
① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 評価した工種名を必ず記述しておくこと。（考査項目 I. 出来形の下空欄） ⑤ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
I. 出来形		●評価項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書で定められている予備品について不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					評価値が90%以上………… a	評価値が80%以上、90%未満… a'	評価値が70%以上、80%未満… b

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形		●評価項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ その他（理由：_____）					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。							評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上、90%未満… a' 評価値が70%以上、80%未満… b 評価値が60%以上、70%未満… b' 評価値が60%未満…………… c	

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スーパーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 {理由：}																																							
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
		注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																							
土工事 (切土、盛土、堤防等工事)		a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
		●評価項目 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：}																																							
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
		注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																							

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 (理由：)																																						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。 <table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																		
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 理由： 【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																		
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
		50%以下	80%以下	80%を超える																																						
	90%以上	a	a'	b	b																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																					

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 【共通】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他 (理由：) 【砂防構造物工事に適用】 ☐ ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 (理由：) 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 ☐ ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 (理由：)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} 【アスファルト舗装工事関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} 【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる ☐ 材料が分離しないようコンクリートを数均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる ☐ その他 {理由：}						
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																												
Ⅱ. 品質	●評価項目 【共通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} 【コンクリート又はモルタル吹付関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} 【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。																																			
<table><tr><th rowspan="5">評価値</th><th>評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="5">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td></td></tr></table>									評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c		60%未満	b'	c	c	
評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
	90%以上	a	a'	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c																																
	60%未満	b'	c	c																																
注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																				

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打、深礎等)】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スプーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他 {理由: _____} 【地盤改良関係】 ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ その他 {理由: _____} ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
海岸工事		a	a'	b	b'	c	d	e																																	
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適合しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ☐ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 ☐ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 ☐ 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ その他 {理由: _____} ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
		<table><tr><th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c		
評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
		<table><tr><th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c		
評価値	評価基準	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質	●評価項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スーパーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレビウム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 (理由：)							
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。						

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 {理由：_____} ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(_____)／評価対象項目数(_____) ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。 <table><thead><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
トンネル工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。 ●評価項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他 {理由：_____} ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(_____)／評価対象項目数(_____) ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。 <table><thead><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。					
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		●評価項目 ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																					
Ⅱ. 品質		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th></th><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
防護柵(網)・標識・区画線等設置工事		a	a'	b	b'	c	d	e																															
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価項目 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																					
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th></th><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	電線共同溝工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		●評価項目 ☐ 使用材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他 (理由: _____)																																					
II. 品質		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工等)	●評価項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対応を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ●判断基準 該当項目が6項目以上……………a 該当項目が5項目……………a' 該当項目が4項目……………b 該当項目が3項目……………b' 該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ☐ その他 {理由: _____} ●判断基準 該当項目が6項目以上……………a 該当項目が5項目……………a' 該当項目が4項目……………b 該当項目が3項目……………b' 該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	下水道工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
Ⅱ. 品質		●評価項目 【共通】 ☐ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ その他 理由 【開削工】 ☐ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗装時等で整理・記録されている。 ☐ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ☐ その他 理由 【推進工】 ☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ 推進作業等がデータで確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ その他 理由 【シールド工】 ☐ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 ☐ シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ その他 理由 ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。																																				
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
		注 試験結果の採点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																				

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾・漁港・海岸築造工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		●評価項目 【共通】 ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ☐ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 ☐ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 土捨て場土量に制約がある場合、適切な土量で許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ☐ 土捨て場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 ☐ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む) ☐ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 ☐ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ☐ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形が許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 ☐ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドレーン・砕石レーン・サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 ☐ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 ☐ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 ☐ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。						

【本体:杭及び矢板、控工関係】

☐鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。

☐鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。

☐杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。

☐杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。

☐腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。

☐タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。

☐タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。

☐溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。

【本体:ケーソン据付、ブロック据付関係】

☐ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。

☐ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。

☐ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。

☐コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。

☐ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。

☐ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。

☐ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。

☐ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。

☐ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。

☐中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。

【コンクリート関係】

☐設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。

☐コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等を試験した結果が確認できる。

☐コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種が仕様書に定められた条件を満足している。
(寒中及び暑中コンクリート等を含む)

☐コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

☐鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。

☐鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。

☐コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。

☐鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。

☐圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

☐スパーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。

☐コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。

☐進行性又は有害なクラックがない。
(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、dまたはe評価とする。)

●判断基準

① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

【法面工関係(種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工)】
☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
☐ 施工時期が定められた条件を満足している。

【法面工関係(コンクリート又はモルタル吹付工)】
☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工している。

【法面工関係(現場打法砕工<プレキャスト法砕工含む>)】
☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
☐ 枠内に空隙が無い。
☐ 層間にはく離が無い。
☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

【法面工関係(植生シート工、植生マット工)】
☐ 植生材料が施工面に凹凸がなく密着している。
☐ 植生材料の境界に隙間が生じていない。
☐ 植生材料が破損を生じていない。
☐ 補強用金網を設置する場合、金網の継手の重ね幅が十分である。

●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能
		評価基準	50%以下	80%以下	80%を超える	
		90%以上	a	a'	b	
		75%以上90%未満	a'	b	b'	
		60%以上75%未満	b	b'	c	
		60%未満	b'	c	c	

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	二次製品構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質	(用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積(張)工) * 石・ブロック積(張)工については、「護岸・根固・水制工」に係るものを除く。	●評価項目 【共通】 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書等が確認できる。 ☐ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足していることが確認できる。 ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ☐ 土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 【石・ブロック積(張)工、プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁】 ☐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ 材料の連結または、かみ合わせが適切である。 ☐ 端部における地山とのすりつけが適切である。 ☐ 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意をはらっていることが確認できる。 【用排水施設】 ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われていることを確認できる。 ☐ 呑口、吐口、集水樹等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ 施設の流末は侵食、滞留等が生じないよう処理されている。 ☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 ☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 【鋼製ダム・落石防護柵】 ☐ 据付、組立、石詰等にあたり、鋼材への衝撃や塗装面への傷の防止に注意して施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設にあたり、施工条件・気象条件に適した運搬、打設、締固め、養生を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリート部にクラック等の欠陥がない。 ☐ 中詰石の空隙が少なくなるよう配慮して施工している。						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の採点等ばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	フィルダム・ため池工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が、実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書等が、確認できる。 ☐ 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が、適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき、適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 盛土材料は、指定区域から計画に基づき採取し、仕様書等に基づく含水比等が適切に管理されていることが確認できる。 ☐ まき出し及び転圧が、仕様書等に基づき適切に施工され、締固め度が仕様書等で定める値を満足することが確認できる。 ☐ 刃金土等の透水係数は、仕様書等に定める値を満足することが確認できる。 ☐ 法面が、平滑に仕上げられている。 ☐ 鉄筋の組立、継手部、かぶりは、設計図書に指示されたとおりに施工されていることが確認できる。 ☐ コンクリートの供試体が、当該現場のものであることが確認できる。 ☐ 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土は、コンクリートが所定の強度に達したことを確認のうえ施工していることが確認できる。 ●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																		
3. 出来形及び出来ばえ	管工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																		
II. 品質		●評価項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が、実施されている。 ☐ 材料の規格、品質が適正であり、証明書等が確認できる。 ☐ 掘削断面に崩壊、過掘りが無く、施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 管及び付属品(制水弁、空気弁等)の管理、取扱いが適切であり、破損、傷がないことを確認できる。 ☐ 管及び付属品(制水弁、空気弁等)が、仕様書等に基づき適切に接合されていることが確認できる。 ☐ 仕様書に基づき、埋戻しが施工されていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、埋戻し土が締固められている。 ☐ 漏水試験、水圧試験が仕様書等に基づき、実施されており、水密性及び安全性が確認できる。 ☐ 舗装等復旧が適正に施工され、周辺との段差がない。 ☐ その他 理由：																																								
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の採点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
		50%以下	80%以下	80%を超える																																						
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																					

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	補強土壁工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価項目 ☐ 盛土材料の土質が適正であることが確認できる。 ☐ 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚、敷均し・転圧作業等)で施工されていることが確認できる。 ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により確認できる。 ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられていることが確認できる。 ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ タイバー、ストリップ等の補強材料の設置、位置、延長等が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ その他 (理由:)						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	ほ場整備工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
Ⅱ. 品質	●評価項目 【一般事項】 ☐☐ 施工区域内の地表水及び地下水を排除し、乾燥状態で施工していることが確認できる。 【整地工関係】 ☐☐ 石礫、根株など雑物の除去を行っていることが確認できる。 ☐☐ 表土剥ぎ取りが仕様書等に基づき、適正に施工されていることが確認できる。 ☐☐ 基盤切盛が仕様書等に基づき、適正に施工されていることが確認できる。 ☐☐ 畦畔が仕様書等に基づき、適正に施工され、規定断面に仕上げている。 ☐☐ 基盤整地、表土整地が仕様書等に基づき、適正に施工されていることが確認できる。 ☐☐ 表土扱い土が適切に管理されていることが確認できる。 【用排水路工関係】 ☐☐ 用排水路の縦断勾配等は、用排水の流出入に支障がないようほ場面標高等を考慮して施工されている。 ☐☐ 用排水路の布設基礎面が、平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐☐ 二次製品との取付部コンクリート構造物が、きめ細やかに施工されている。 ☐☐ 水路の目地の施工が、確実に行われている。 ☐☐ 水路構造物の埋め戻し・締固めが、適切に行われていることが確認できる。 ☐☐ 水路畦畔の土羽水平面・法面等は雑物等を除去し、入念な締固めのうえ丁寧に仕上げられていることが確認できる。 ☐☐ 一筆取水工、一筆排水工のパイプ取付部は、モルタル等で丁寧に間詰めがされていることが確認できる。 ☐☐ 一筆取水工、一筆排水工の位置や高さは、耕作に支障がないよう適正に設置されている。 【道路工関係】 ☐☐ 盛土材は、仕様書等で定められている品質であることが確認できる。 ☐☐ 道路築立の転圧が十分行われており、締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐☐ 法面が規定断面のとおりで、かつ仕上がりが良い。 ☐☐ 舗装が適正に施工されていることが確認できる。 ☐☐ 進入路が耕作に支障のないように設置されている。																																						
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	農用地造成工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書等が確認できる。 ☐ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライの状態で施工していることが確認できる。 ☐ 防災施設が施工計画のとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されていることが確認できる。 ☐ 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されていることが確認できる。 ☐ 基盤造成、雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されていることが確認できる。 ☐ 掘削法面勾配が正確に施工されていることが確認できる。 ☐ 盛土、埋戻の施工は仕様書に従い施工されていることが確認できる。 ☐ 法面に有害なクラックがない。 ☐ 土壌改良資材は、散布は仕様書及び設計図書により施工されていることが確認できる。 ☐ 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理が適正に行われていることが確認できる。																																					
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

注 試験結果の採点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	山腹工事 (柵工・筋工・伏工等)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書等が確認できる。 ☐ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されたうえで、法切が行われていることが確認できる。 ☐ 雨水等による崩落を防止するため排水対策等が実施されていることが確認できる。 ☐ 土壌試験を実施しており、その結果により施工されていることが確認できる。 ☐ 端部における地山とのすりつけにきめ細かな施工がなされている。 ☐ 土留工等の構造物で、材料の組立・設置・仕上げが適切であり、埋戻土砂の締固めも十分で空隙が生じていないことが確認できる。 ☐ 水路工は、基礎の突き固めが十分で浮き水路となっていないことが確認できる。また、勾配が区間毎に一定である。 ☐ 伏工は、斜面の浮き土砂などの障害物を取り除かれ平滑である。また、止め釘等により適切に固定されている。 ☐ 伏工材料が施工面に凹凸がなく密着している。 ☐ 伏工材料の境界に隙間が生じていない。 ☐ 伏工材料が破損を生じていない。 ☐ 伏工で補強用金網を設置する場合、金網の継手の重ね幅が十分である。 ☐ 植栽木は乾燥、損傷及び病害虫がない健全木であることが確認できる。 ☐ 植栽工は、深植えや浅植えになっておらず、肥料も直接植栽木に触れないよう均一に施工されていることが確認できる。																																						
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			

注 試験結果の採点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	落石防止工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
Ⅱ. 品質		●評価項目 【共通】 ☐ 使用材料の品質、規格が証明書等により確認できる。 ☐ 浮石や転石の固定、除去、集積等が十分行われていることが確認できる。 【コンクリート構造物関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 【アンカー関係】 ☐ 削孔に際して孔内周辺を乱していないことが確認できる。 ☐ 削孔長が写真等により確認できる。 ☐ 削孔内の清掃が写真等により確認できる。 ☐ 締付け及び固定金具の取り付け状況を入念に点検し施工されていることが確認できる。 ☐ アンカーの引っ張り試験を実施し、十分な定着が確認できる。 【ロープネット・リングネット等関係】 ☐ ロープ間の結束が確実に行われていることが確認できる。 ☐ ロープ等資材の保管が適切であることが確認できる。																																					
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	木製構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
II. 品質		●評価項目 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 木材・木製品の品質が良好(曲がり等がない)であることが確認できる。 ☐ 地域材、間伐材が使用されていることが確認できる。 ☐ 木材・木製品以外の部品・材料等の品質及び形状が適切である。 ☐ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付けが行われており、障害となる根株、転石等が除去されていることが確認できる。 ☐ 雨水等による崩落を防止するために排水対策が実施されていることが確認できる。 ☐ 構造物の部材の組み立て、仕上げに変形やゆりみがないことが確認できる。 ☐ 地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好である。																																						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。 <table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th></th><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の採点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	魚礁工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		●評価項目 【共通】 ☐☐ 魚礁の設置位置、断面、転倒していないか等の確認を行っている。 【現場打ちコンクリート魚礁】 ☐☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ スーパーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐☐ 有害なクラックが無い。 【鋼製魚礁】 ☐☐ 鋼材、鉄筋の員数、品質が証明書類等で確認できる。 ☐☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう管理していることが確認できる。 ☐☐ 現場組立における主要作業に従事する者は、製作工場派遣作業員またはこれと同等以上の技量を有した者であることが確認できる。 ☐☐ 溶接材料が仕様書、設計図書等で定められたものであることが確認できる。 ☐☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐☐ 溶接に先立ち、開先が適切か否か確認を行っている。 ☐☐ 溶接に先立ち、溶接に支障となるものの除去の確認を行っている。 ☐☐ 魚礁製作鋼材が設計どおりに組み立てられていることが確認できる。						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	増殖場造成工事(転石礁)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
II. 品質		●評価項目 ☐ 造成位置の確認を行っている。 ☐ 設計図書に基づく自然石の延長、幅、高さの規格を満たしていることが確認できる。 ☐ 石材の比重(単位体積、総重量)が確認できる。 ☐ 石材の転置、運搬が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 ☐ 石材の保管管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 ☐ その他 (理由 :)																																				
		●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

注 試験結果の打点数等ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価項目 ☐ 材料、部品の品質照合の種類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいことが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが、見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上、90%未満.. a' 評価値が70%以上、80%未満.. b 評価値が60%以上、70%未満.. b' 評価値が60%未満.....c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		●評価項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由：						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上、90%未満.. a' 評価値が70%以上、80%未満.. b 評価値が60%以上、70%未満.. b' 評価値が60%未満.....c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価項目 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 理由：						
●判断基準 ① 評価対象外の項目がある場合は、評価対象外項目を除いた評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上、90%未満.. a' 評価値が70%以上、80%未満.. b 評価値が60%以上、70%未満.. b' 評価値が60%未満.....c ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。								

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	上記以外の工事 (情報ボックス、浚 渫等) 又は合併工事	<A>	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったた め、監督員が文書で指示を 行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったた め、検査員が修補指示を 行った。	
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙7を参照。							
		●評価項目 ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:) ☐□ その他 (理由:)								

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に修繕箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	

審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良は「c」評価とする		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	防護柵(網)工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	標識工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	

審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	維持修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	下水道工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ クラックが無い。 ☐ マンホールの仕上がりが良い ☐ 残土等は適切に処理されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	港湾・漁港・海岸築造工事	●評価対象項目 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上がりが良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ クラックが無い。(コンクリート工事が含まれる場合)		●判断基準 (コンクリート工事がない場合) 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d (コンクリート工事が含まれる場合) 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	道路工事	●評価対象項目 【工種共通】 ☐ 全体的な美観が良い。 【土工関係(切土工事)】 ☐ 該当する ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 【土工関係(盛土工事)】 ☐ 該当する ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 【コンクリート関係】 ☐ 該当する ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 【アスファルト舗装関係】 ☐ 該当する ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【法面工関係】 ☐ 該当する ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。		●判断基準 評価対象項目のうち該当する項目80%以上……………a 評価対象項目のうち該当する項目が60%以上80%未満……………b 評価対象項目のうち該当する項目が40%以上60%未満……………c 評価対象項目のうち該当する項目が40%未満……………d	
	二次製品構造物工事	☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上……………a 該当5項目……………b 該当4項目……………c 該当3項目以下……………d	
	フィルダム・ため池工事	☐ 土工の通り及び仕上げが良い。 ☐ 土工の構造物へのすりつけが良い。 ☐ コンクリート構造物の肌及び通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d	
	管工事	☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 附属構造物の肌及び通りが良い。 ☐ 既設構造物へのすりつけが良い。 ☐ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 ☐ 管内面の接合部が平滑である。		●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d	

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	補強土壁工事	☐ 設計どおりの勾配が確保されている。 ☐ 壁面材の割れ・欠けがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁材面の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	ほ場整備工事 農用地造成工事	☐ 切り盛りの勾配が確保され、法面の仕上げが良い。 ☐ 整地、均平の仕上げが良い。 ☐ 土工の通りが良く、土工・畦畔・溝畔等の仕上げが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d	
	山腹工事 (柵工・筋工・伏工等)	☐ 通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 地山等へのすりつけが良く、端部の処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	落石防止工事	☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結がよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	木製構造物工事	☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 地山等へのすりつけが良く、端部の処理が良い。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	魚礁工事 (現場打ちコンクリート魚礁)	☐ 構造物の肌が良い。 ☐ 構造物に影響を与えるクラックがない。 ☐ 計画位置に設置され、設置区域内での偏りがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	
	魚礁工事 (鋼製魚礁)	☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 計画位置に設置され、設置区域内での偏りがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d	
	増殖場造成工事 (転石礁)	☐ 石材の大きさにばらつきがない。 ☐ 石材に影響を与えるクラックがない。 ☐ 計画位置に設置され、広がり均一で全体的なバランスがよい。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d	

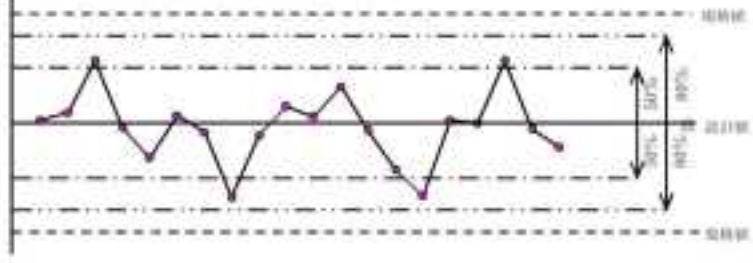
審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	機械設備工事	☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目………b 該当2項目………c 該当1項目以下……d	
	電気設備工事	☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目………b 該当3項目………c 該当2項目以下……d	
	通信設備工事・ 受変電設備工事	☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目………b 該当3項目………c 該当2項目以下……d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目………b 該当2項目………c 該当1項目以下……d

出来形及び品質のばらつきの考え方

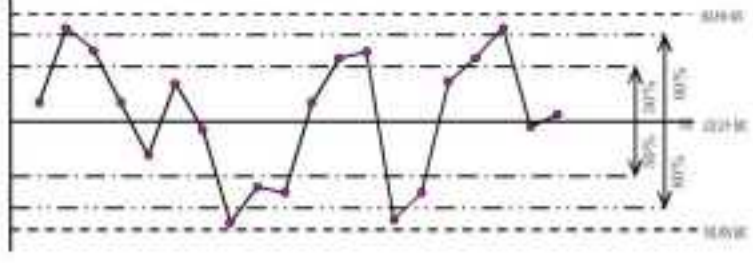
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが60%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

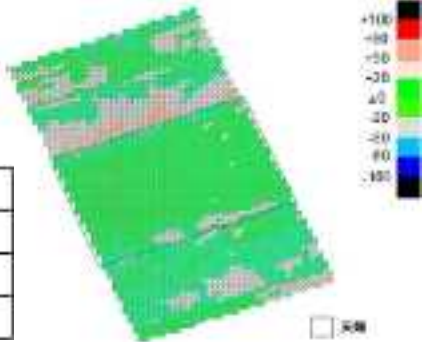


③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断

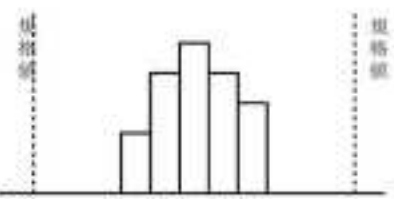
ばらつきが50%以下と判断できる例

天端の ばらつき	観測値の±0% ぶれのピーク値	100
	観測値の±50% ぶれのピーク値	100
法面の ばらつき	観測値の±0% ぶれのピーク値	100
	観測値の±50% ぶれのピーク値	100

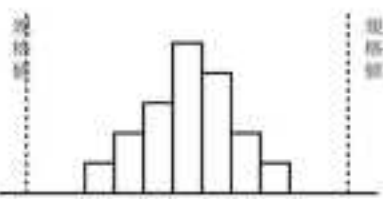


[度数表またはヒストグラムの場合]

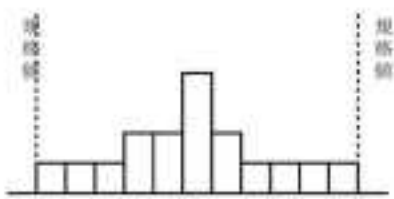
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



1. 工 事 名 _____
2. 工 期 _____ ~ _____
3. 施 工 業 者 _____

監督員名: _____

- [illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト

項 考 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考		
			着手前	施工中					完成時			
1 施 工 体 制	Ⅰ 施 工 体 制 一 般	○施工体制台帳、 施工体系図	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・作業員名簿を作成・提出している (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工 計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与し ている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見や すい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書 面で行っている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○専門技術者の配 置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○作業主任者の選 任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○監理技術者 (主任技術者) (監理技術者補佐) の専任制 ※当確認項目の4 チェック目、5チェッ ク目については、特例 監理技術者の指導 により、監理技術者 補佐が適正に実施 した場合も評価する ものとする	・資格者証の内容を確認した。 (着手前)	(/) □								
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体 制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に 記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技 術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐につい ても同様の確認をする) (着手前)	(/) □								
			・監理技術者(監理技術者補佐を配置する場合は監 理技術者補佐)が現場に常駐していた。不在の場合 は適切な施工ができる体制を確保していた。 (施工時1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握 し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進 めている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○下請負者の把握	・下請負者が和歌山県の入札参加資格者である場 合には、入札参加資格停止期間中でない。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

「施工プロセス」のチェックリスト

項 考 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)						備考	
			着手前	施工中					完成時		
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ書面で提出している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○工事の着手	・工事着手を確認した(仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した)。 (着手時)	(/) □							
		○支給品及び貸与品	・受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

別紙9① 1, 500万円未満（土木工事）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員用

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
2 施工状況	I 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	II 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	III 安全対策	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい。 （規格値の概ね50%以内）	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい。 （規格値の概ね80%以内）	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	II 品質	品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきが特に小さい。 （規格値の概ね50%以内）	品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、ばらつきがやや小さい。 （規格値の概ね80%以内）	品質の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、aおよびbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※ 【創意工夫】については「別紙4⑥」を、【県産品、県認定リサイクル製品】については「別紙4⑦」を使用

別紙9② 1, 500万円未満（設備工事）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

監督員用

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
2 施工状況	I 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	II 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	III 安全対策	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
	IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 （監督員が文書による改善指示を行った。）	不適切である。 （監督員からの文書による改善指示に従わなかった。）
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	II 品質	品質管理が適切である。	品質管理がほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※ 【創意工夫】については「別紙4⑥」を、【県産品、県認定リサイクル製品】については「別紙4⑦」を使用

別紙10① 1, 500万円未満(土木工事)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

担当課長用

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
	Ⅲ 安全対策	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	優れている。	bより優れている。	やや優れている。	cより優れている。	他の評価に該当しない。		

※ 【工事特性】については「別紙5②」を、【法令遵守等】については「別紙5④」を使用

検査員用

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (監督員が文書による改善指示を行った。)	劣っている。 (監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりaと判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりa'と判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりbと判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりb'と判断する。	出来形の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表1によりcと判断する。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	Ⅱ 品質	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりaと判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりa'と判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりbと判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりb'と判断する。	品質関係の測定方法・項目が適切かつ規格値を満足しており、表2によりcと判断する。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	Ⅲ 出来ばえ	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	劣っている。	

※ 表1

ばらつき 出来形管理の状況	ばらつきで判断可能		左欄以外又は ばらつきで 判断不可能
	概ね50%以内	概ね80%以内	
非常に良い。	a	b	c
良い。	a'	b	c
やや良い。	b'	b'	c
上記に該当しない。	c	c	c

・出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

※ 表2

ばらつき 品質管理の状況	ばらつきで判断可能		左欄以外又は ばらつきで 判断不可能
	概ね50%以内	概ね80%以内	
非常に良い。	a	a'	b
良い。	a'	b	b'
やや良い。	b	b'	c
上記に該当しない。	b'	c	c

・品質関係の測定方法や項目が設定されていない工事にあつては、「ばらつきで判断不可能」として評価する。

別紙10② 1, 500万円未満(設備工事)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

担当課長用

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
	Ⅲ 安全対策	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	優れている。	bより優れている。	やや優れている。	cより優れている。	他の評価に該当しない。		

※ 【工事特性】については「別紙5②」を、【法令遵守等】については「別紙5④」を使用

検査員用

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (監督員が文書による改善指示を行った。)	劣っている。 (監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	出来形管理が優れている。	出来形管理がbより優れている。	出来形管理がやや優れている。	出来形管理がcより優れている。	他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	Ⅱ 品質	品質管理が優れている。	品質管理がbより優れている。	品質管理がやや優れている。	品質管理がcより優れている。	他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	Ⅲ 出来ばえ	優れている。		やや優れている。		他の評価に該当しない。	劣っている。	